

## 誓約書

年 月 日

(提出先) 東御市長

住所(所在地)

商号又は名称

代表者職氏名

印

令和4・5・6年度東御市建設工事、建設コンサルタント等及び物品の購入・業務委託・修繕等の業務に係る入札参加資格の審査申請にあたり、下記のいずれにも該当せず、また、将来においても該当しないことを誓約します。

この誓約が虚偽であり、又はこの誓約に反したことにより、当方が不利益を被ることとなっても、異議は一切申し立てません。

また、貴職の求めに応じ、当方の役員等(生年月日を含む。)の名簿を提出すること及びこれらの提出書類から確認できる範囲での個人情報、東御市長及び警察に提供することについて同意します。

### 記

#### 1 契約の相手方として不適当な者

- (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4第1項に規定する者
- (2) 過去2年間、地方自治法施行令第167条の4第2項各号に掲げられた者
- (3) 暴力団員が役員(事業者の業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、当該事業者に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者を含む。2において同じ。)である事業者
- (4) 暴力団員が業務統括者(支配人、本店長、支店長、営業所長、事務所長その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、営業所、事業所その他の組織の業務を統括する者をいう。2において同じ。)である事業者((3)に掲げる者を除く。)
- (5) 暴力団員が出資、融資、取引その他の関係を通じてその事業活動に支配的な影響力を有する事業者((3)、(4)に掲げる者を除く。)

#### 2 次に掲げる行為をした事業者(当該事業者が法人である場合にあつては、役員又は業務統括者が当該行為をした事業者)

- (1) 自己若しくは自己の関係者の利益を図り又は特定の者に損害を加える目的で、暴力団の威力を利用する行為
- (2) 暴力団の威力を利用する目的で、又は暴力団の威力を利用したことに関し、暴力団又は暴力団員に対し、金品その他の財産上の利益の供与をする行為
- (3) (2)に掲げるもののほか、暴力団又は暴力団員に対し、暴力団の活動又は運営に協力する目的で、相当の対償のない金品その他の財産上の利益の供与をする行為
- (4) (1)から(3)までに掲げるもののほか、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有すると認められる行為

#### 3 暴力団員又は前記1(3)から(5)又は2のいずれかに該当する者であることを知りながら、これらの者を相手方として、この契約に係る下請その他の契約を締結した事業者

#### 4 契約の相手方として不適当な行為をする者

- (1) 暴力的な要求行為を行う者
- (2) 法的な責任を超えた不当な要求行為を行う者
- (3) 取引に関して脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為を行う者
- (4) 偽計又は威力を用いて契約担当者等の業務を妨害する行為を行う者
- (5) その他(1)から(4)に準ずる行為を行う者

なお、当市において暴力団排除に関する条例等が施行された際は、改めて誓約書の提出を求める場合があります。